

## 職員の初任給，昇格，昇給等の基準に関する細則

平成16年4月1日

細則第 28 号

改正 平成18年3月13日細則第4号  
平成19年3月23日細則第11号  
平成19年12月12日細則第27号  
平成20年3月24日細則第11号  
平成20年5月14日細則第16号  
平成21年3月23日細則第4号  
平成22年11月30日細則第15号  
平成23年3月9日細則第2号  
平成24年3月14日細則第1号  
平成25年3月13日細則第2号  
平成25年11月27日細則第11号  
平成26年3月24日細則第7号  
平成26年12月1日細則第12号  
平成27年3月24日細則第3号  
平成28年2月1日細則第1号  
平成28年3月23日細則第5号  
平成28年12月1日細則第20号  
平成29年3月8日細則第2号  
平成30年1月19日細則第4号  
平成30年12月7日細則第10号  
平成31年3月19日細則第5号  
令和元年11月29日細則第16号  
令和2年3月19日細則第10号  
令和4年12月1日細則第9号  
令和5年12月1日細則第10号  
令和6年3月25日細則第3号  
令和7年3月27日細則第13号  
令和8年3月27日細則第13号

### 目次

- 第1章 総則（第1条，第2条）
- 第2章 級別標準職務及び級別定数（第3条，第4条）
- 第3章 削除
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第11条～第19条）
- 第5章 昇格及び降格（第20条～第24条）
- 第6章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動（第25条～第29条）
- 第7章 削除

第8章 昇給（第34条～第43条）

第9章 特別の場合における本給月額の設定（第44条～第46条）

第10章 雑則（第47条）

## 第1章 総則

（総則）

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年度規程第14号。以下「給与規程」という。）第5条第4項の規定による職務の級についての標準的な職務の内容、職務の級及び号給を決定する場合の基準等については、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

（定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程第5条第2項の本給表（以下「本給表」という。）のうちいずれか一の本給表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の本給表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の本給表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 採用試験 国立大学法人等職員採用試験及びこれに相当する独自採用試験（経験者採用試験を除く。）をいう。
- (5) I種 国家公務員採用I種試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- (6) II種 国家公務員採用II種試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- (7) III種 国家公務員採用III種試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- (8) A種 国税専門官採用試験及び労働基準監督官採用試験並びに国家公務員採用上級乙種試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- (9) B種 国家公務員採用中級試験及びこれに相当する採用試験をいう。
- (10) 経験者採用試験 民間企業における実務の経験その他これに類する経験を有する者を採用する採用試験をいう。

## 第2章 級別標準職務

（級別標準職務）

第3条 給与規程第5条第4項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- 2 別表第1中、学長が特に必要と認める場合とは、人事交流等により引き続いて職員となった者の級について、この規定によらない場合には著しく他の職員との均衡を失すると認められるときを指す。

（級別定数）

第4条 職務の級の定数は、職名別に学長が定める。

- 2 職員の職務の級は、前項の規定により定められた定数の範囲内で決定しなければならない。ただし、一の職務の級の定数に欠員がある場合には、別に定めるところにより、その欠員数の範囲内でその定数を同一の職名の下位の職務の級の定数、他の職名

の同一若しくは下位の職務の級の定数又は学長の定める他の本給表のこれらに相当する職務の級の定数に流用することができる。

### 第3章 削除

#### 第5条から第10条まで 削除

### 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

#### (新たに職員となった者の職務の級)

第11条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、第20条第1項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第2に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の試験欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（初任給基準表の試験欄にその適用される区分の定めのない者にあつては、その者に適用される本給表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

3 経験者試験等採用者（新たに職員となった者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が1年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内の他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となった者のうち、その有する経験年数が1年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第1項第4号に掲げる職員にあつては、その者に適用される本給表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

5 職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であつて、当該者から人事交流等により引き続いて職員となったものの職務の級について、当該各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を踏まえて決定することが、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するために適当と認められる場合は、前2項の規定にかかわらず、当該前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き職員であつたものとして昇格等の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級に決定できるものとする。

(1) 俸給表の適用を受けない国家公務員

(2) 地方公務員

(3) 文部科学省が所管する国立大学法人及び独立行政法人に勤務する者

(4) 前3号に掲げる者以外の者で法令又は本学が定める規定に基づき、本学にその業務が移管される機関に勤務するもの

- (5) 組織の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (6) 法令又は本学が定める規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずる者として学長が特に必要と認めた者  
(新たに職員となった者の号給)

第12条 新たに職員となった者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 前条第2項に規定する職員(第4号に掲げる職員を除く。) その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号給
  - (2) 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許欄等の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内の他の職員(以下この号において「部内職員」という。)で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となったものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給(部内職員がいない者及びこれに準ずる者として学長が特に必要と認めた者にあつては、学長が定める号給)
  - (3) 前条第4項に規定する職員(次号に掲げる職員を除く。) その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分又は試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許欄の区分に対応する初任給欄に定める号給
  - (4) 初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない職員若しくはその者に適用される初任給基準表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員(経験者試験等採用者を除く。) その者の属する職務の級の最低の号給
- 2 前条第5項各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、当該人事交流等による異動又は退職の直前に受けていた号給を踏まえて決定することが適当と認められる場合その他これに準ずる場合として学長が特に必要と認める場合には、前項の規定にかかわらず、学長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準表の適用方法)

第13条 初任給基準表は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用するものとする。

- 2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、初任給基準表に別段の定めがある

場合は、その定めるところによる。

- (1) 採用試験の結果に基づいて職員となった者
  - (2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて俸給表の適用を受けない国家公務員、地方公務員、文部科学省が所管する国立大学法人及び独立行政法人に勤務する者その他これらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続き職員となった者及び採用試験の結果に基づいて行政執行法人に勤務する者となり、引き続き当該者として勤務した後、引き続き職員となった者
- 3 初任給基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となった者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。
- 4 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分によるものとする。

#### 第14条 削除

（経験年数を有する者の号給）

第15条 新たに職員となり、第12条第1項第1号又は第4号の規定の適用を受ける者のうち経験年数を有する者の号給は、当該各号の規定にかかわらず、当該各号の規定による号給の号数に、その者の有する経験年数の月数を12月で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第8に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（学長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内であつて、学長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- 2 新たに職員となり、第12条第1項第3号の規定の適用を受ける者のうち学長の定める者の号給は、同号の規定にかかわらず、同号の規定による号給の号数に学長の定める数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

（経験年数）

第15条の2 第11条第3項及び第4項、第12条第1項第2号並びに前条第1項に規定する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合として学長が定める場合にあつては、学長が定める資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

- 2 新たに職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、学長の定める学歴免許等の区分とする。）に対して別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学

歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- 3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特別の事情がある職員に対する職務の級及び号給の取扱い）

第16条 この章の規定により職員の職務の級及び号給を決定する場合にはその採用が著しく困難になる場合その他職員の採用の事情を考慮して特別の事情があると認められる場合は、この章の規定にかかわらず、その職員が有する能力、知識経験、学歴免許等の資格等を考慮して別に定めるところにより、当該職員の職務の級及び号給を決定とすることができる。

第17条から第19条 削除

#### 第5章 昇格及び降格

（昇格）

第20条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、その者の勤務成績に従い、その者の属する職務の級を決定するものとする。この場合において、その属する職務の級を一般職本給表（一）7級以上の級その他学長の定める職務の級に決定される職員は、その職務の級に分類されている職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して学長が定める要件を満たさなければならない。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、第1号から第3号までのいずれか及び第4号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。
- (2) 前号に掲げる要件に準ずるものとして学長の定める要件
- (3) 昇格させようとする日以前において、その者の勤務成績が良好であることが明らかであり、その事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。
- (4) 職員を昇格させようとする日以前1年以内に、業規則第49条の規定による懲戒処分（第35条において「懲戒処分」という。）又はこれに相当する処分を受けていないこと及び同日において職員から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきこれらの処分を受けることが相当とされる行為をしていないこと。

（上位資格の取得等による昇格）

第21条 職員が第13条第2項第1号に該当することとなり、又は異なる学歴免許等の資格を取得した等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条（第1項後段を除く）の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

（特別の場合の昇格）

第22条 国立大学法人鳴門教育大学職員退職規程（平成16年度規程第13号）第4条第1号の規定により退職した職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員と

の均衡上特に必要があると認められるときは、第20条（第1項後段を除く）の規定にかかわらず、学長の承認を得て、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

- 2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第20条の規定にかかわらず、学長の承認を得て昇格させることができる。

（昇格の場合の号給）

第23条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される本給表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 第21条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、学長の定める号給とする。

（降格の場合の号給）

第24条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、学長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

#### 第6章 初任給基準又は本給表の適用を異にする異動

（初任給基準を異にする異動の場合の職務の級）

第25条 次の各号に掲げる異動をした職員の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する（第1号に掲げる異動の場合にあつては、決定し、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせる）ものとする。この場合において、第20条第1項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する。

- (1) 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

- (2) 本給表の適用を異にする他の職務への異動

（初任給基準を異にする異動をした職員の号給）

第26条 前条第1項に掲げる異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 平成16年4月1日（国家公務員として在職していた者については、国家公務員となった日）（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となった者（次号及び第3号に掲げる者を除く。）新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (2) 基準日の前日から引き続き在職する職員並びに基準日以後に新たに職員となった者のうち、その初任給の決定について第12条第2項の規定の適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。）別に定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (3) 基準日以後に新たに職員となった者のうち、別に定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号給を別に定めるところにより調整した場合に得られる号給
- 2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。
- 3 第23条及び第24条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

（本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

#### 第27条 削除

（本給表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第28条 第26条第1項の規定（第3号の規定を除く。）及び同条第2項の規定は、第25条第2号に掲げる異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第26条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と読み替えるものとする。

（役員から異動した職員の号給）

第29条 本給の適用を受ける職員が、本学の役員となり、再び本給表の適用を受けることとなった場合におけるその者の号給は、学長の承認を得て決定するものとする。

#### 第7章 削除

第30条から第33条まで 削除

#### 第8章 昇給

（昇給をさせる日の特例）

第34条 給与規程第9条第1項の学長が特に必要と認めた場合は、第40条又は第41条に定めるものとし、昇給をさせる日は、当該各条の定めるところによる。

（昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由）

第35条 給与規程第9条第1項の学長が定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他学長が定める事由とする。

第36条 削除

（一般職俸給表（一）の8級以上の職員に相当する職員）

第36条の2 給与規程第9条第4項の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 教育職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
- (2) 医療職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
- (3) 医療職本給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの  
（昇給区分及び昇給の号給数）

第37条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）

は、第35条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 学長の定める事由以外の事由によって1月1日（以下「昇給日」という。）前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（前項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。） D

- (2) 学長の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

3 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると学長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分（A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

4 前3項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、別に定める割合におおむね合致していなければならない。

5 給与規程第9条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第8に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第23条第3項、第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）若しくは第44条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（学長の定める職員にあつては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で学長の定める号給数）とす

る。

7 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

8 第5項又は第6項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第25条第1号に掲げる異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第5項及び第6項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

第38条 削除

第39条 削除

（研修、表彰等による昇給）

第40条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、学長の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

(1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績のあったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労のあったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 就業規則第28条第2項の規定により解雇する場合 退職の日

（特別の場合の昇給）

第41条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状況となった場合その他特に必要があると認められている場合には、学長の承認を得て、学長の定める日に、給与規程第9条第1項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第42条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第9章 特別の場合における号給の決定

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第44条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第23条第3項又は第26条第2項（第28条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は別に定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を別に定めるところにより上位の号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第45条 休職にされた職員が復職し若しくは育児休業及び介護休業から職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第9に定める休職期間等換算

表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に学長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（本給の訂正）

第46条 職員の本給の決定に誤りがあり、学長がこれを訂正しようとする場合においては、その訂正を将来に向かつて行うことができる。

#### 第10章 雑 則

（この細則により難い場合の措置）

第47条 この細則に定めるもののほか、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が国家公務員等の例に準じてその都度定める。

#### 附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

3 切替日の前日において給与規程別表第1から第7までの本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（学長が定める職員にあつては、学長の定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額切替え）

4 切替日の前日において給与規程別表第1から第7までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は、附則別表第3に定める。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にして移動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置）

6 附則第2項の規定によりその者の切替日における職務の級を定められた職員（当該職

務の級を一般職本給表（一）の10級又は教育職本給表（一）の6級に定められた職員を除く。次項において「附則第2項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの細則による改正後の細則（以下「新細則」という。）別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

(1) 旧級が一般職本給表（一）の2級若しくは5級又は一般職本給表（二）の4級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間

7 附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成19年3月31日までの間における新細則第20条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、一般職本給表（一）の2級若しくは5級であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに新級に通算1年以上、旧級が附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新給に通算1年以上」とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

8 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして新細則第23条又は第24条の規定を適用する。

（初任給に関する経過措置）

9 平成19年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から第12条第1項の規定による号給（第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第36条各号に掲げる職員をいう。以下同じ）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成22年1月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の11月1日（特定職員にあっては、同年の10月1日）以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日）の翌日から採用日までの間における給与規程第9条に規定する昇給日（平成19年1月1日から平成22年1月1日（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(平成19年1月1日までの間における特定職員の昇給の号給数の特例)

- 10 平成19年1月1日までの間における第37条第1項、第3項第1号及び第6項の規定の適用については、同条第1項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE(給与規程第9条第4項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE)」と、同条第3項第1号中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、同条第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定により号給を決定された特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日(同日後新たに職員となった特定職員又は同日後に第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定により号給を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)」とする。

(平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における昇給の号給数の特例)

- 11 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における第37条第5項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数(当該号給数が負となるときは、0)」とする。

(平成19年1月1日における一般職員の昇給の号給数等)

- 12 平成19年1月1日において、特定職員(第37条第1項に規定する特定職員をいう。)以外の職員(以下「一般職員」という。)を給与規程第9条第1項の規定による昇給(第40条又は第41条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数(同項において「基準号給数」という。)に相当する数から1を減じて得た数に、切替日(切替日後に新たに職員となった一般職員又は切替日後に第23条第3項、第26条第2項(第28条において準用する場合を含む。)若しくは第43条の規定により号給を決定された一般職員にあっては、新たに職員となった日又は号給を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(学長の定める一般職員にあっては、学長の定める号給数)とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号給数が零となる一般職員
- (2) 給与規程第9条第4項の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
- (3) 次項第3号に掲げる一般職員(給与規程第9条第4項の規定の適用を受けるものを除く。)で学長が昇給させることが相当でないとするもの

- 13 一般職員の基準号給数は、第35条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号

給数とする。

- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上（給与規程第9条第4項の規定の適用を受ける一般職員にあつては、4号給以上）
- (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
- (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下

14 学長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった一般職員にあつては、新たに職員となった日から同月31日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他学長の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。

15 附則第12項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給（同月1日において職務の給を異にする異動又は第25条に規定する異動をした一般職員にあつては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1中、「主任」を「チーム」に、「係長又は専門職員」を「リーダー」に、「課長補佐又は室長」を「チームリーダー」に改正する規定は、総務部にあつては、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年12月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

（附則の改正（平成18年細則第4号附則第9項））

2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則を改正する細則（平成18年細則第4号）附則第9項中「平成19年1月1日から平成22年1月1日（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあつては、平成19年1月1日から平成21年1月1日まで）までの間」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで
- (2) 平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
- (3) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において36歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで
- (4) 平成24年4月1日以後に新たに職員となり、同日において30歳に満たない者 平成19年1月1日

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。  
(附則の改正(平成24年細則第1号附則第2項))
- 2 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則を改正する細則(平成24年細則第1号)附則第2項第2号から第4号について、次のとおり改める。
  - (2) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において45歳に満たない者（次号及び第4号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで
  - (3) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において39歳に満たない者（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで
  - (4) 平成25年4月1日以後に新たに職員となり、同日において37歳に満たない者 平成19年1月1日

附 則

この細則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成26年12月1日(以下「施行日」という。)から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成26年4月1日から適用する。  
(平成27年1月1日における昇給の特例)
- 2 平成27年1月1日における第37条第5項及び第6項の規定の適用については、同条第5項中「定める号給数」とあるのは、「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数(当該号給数が負となるときは、0)」と、同条第6項中「号給数に相当する数」とあるのは、「号給数に相当する数から1を減じて得た数(当該数が負となるときは、0)」とする。  
(初任給に関する経過措置)
- 3 平成27年1月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下こ

の項において「特定号給」という。)の号数から第12条第1項の規定による号給(第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が特定職員(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第36条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成27年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(当該遡った日が同日の属する年の11月1日(特定職員にあつては、同年の10月1日)以後である場合にあっては、同年の翌年の1月1日)の翌日から採用日までの間における給与規程第9条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年におけるものに限る。)の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる職員以外の職員 平成19年から平成22年まで及び平成27年
- (2) 平成26年4月1日(以下この項において「基準日」という。)において46歳に満たない職員(次号から第5号までに掲げる職員を除く。) 平成19年から平成21年まで及び平成27年
- (3) 基準日において45歳に満たない職員(次号及び第5号に掲げる職員を除く。) 平成19年、平成20年及び平成27年
- (4) 基準日において40歳に満たない職員(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年及び平成27年
- (5) 基準日において38歳に満たない職員 平成27年  
(附則(平成18年細則第4号附則第9項)の一部改正)

#### 4 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則を改正する細則(平成18年細則第4号)附則第9項について、次のとおり改める。

施行日から平成26年12月31日までの間に新たに職員となり、その者の号給の決定について第14条から第16条までの規定の適用を受けることとなる者(平成26年4月1日(以下、この項において「調整日」という。)において38歳に満たない職員を除く。)のうち、新たに職員となった日(以下この項において「採用日」という。)から、これらの規定による号給(以下この項において「特定号給」という。)の号数から第12条第1項の規定による号給(第14条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。)の号数を減じた数を4(新たに職員となった者が特定職員(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第36条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)であるときは、3)で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成22年1月1日前となるものの採用日における号給は、第14条から第16条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における給与規程第9条に規定する昇給日(次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該

各号に定める期間又は日におけるものに限る。) の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 平成19年1月1日から平成22年1月1日まで

(2) 調整日において46歳に満たない者(次号及び第4号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成21年1月1日まで

(3) 調整日において45歳に満たない者(次号に掲げる職員を除く。) 平成19年1月1日から平成20年1月1日まで

(4) 調整日において40歳に満たない者 平成19年1月1日

(雑則)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成28年2月1日(以下、「施行日」という。)から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

3 この細則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成28年12月1日(以下、「施行日」という。)から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成28年4月1日から適用する。ただし、第45条については、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用

を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする

- 3 この細則の施行の日から平成29年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年2月1日（以下、「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成29年4月1日から適用する。ただし、第45条については、平成30年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、平成30年12月7日（以下、「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの細則の施行日の前日までにおいて、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給につ

いては、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和元年12月1日（以下、「施行日」という。）から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成31年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から令和2年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和4年12月1日から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。
- 3 この細則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに本給表の適用

を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項までに定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和5年12月1日から施行し、施行日にこの細則の適用を受ける者について、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの細則の施行日の前日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動があった職員のうち、改正後の規定による号給が改正前の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規定にかかわらず、改正前の規定による号給とするものとする。

- 3 この細則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(雑則)

- 4 前項までに定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。

(切替日における昇格、降格した職員の号給の特例)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)に昇格、降格又は他の本給表へ異動(以下この条において「昇格等」という。)した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして第23条又は第24条の規定を適用する。

(一般職本給表(二)の適用を受ける職員の初任給に関する経過措置)

- 3 切替日以後に新たに職員となり、一般職本給表(二)の適用を受ける者(労務職員を除く。)となったもののうち、その者の有する学歴免許等の資格が別表第3学歴免許等資格区分表の「高校卒」の区分に達しない者の初任給として受ける号給の決定に関し必要な事項は、別に定める。

(選考の結果に基づいて新たに職員となった者の号給の調整)

- 4 切替日前に選考(切替日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、切替

日に当該選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに職員となった者で第11条第の規定により職務の級を決定されたものその他別に定めるこれに準ずる者の切替日における号給については、その者が切替日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

- 5 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前に新たに職員となった者の号給の調整)

- 2 この細則の施行の日(以下「施行日」という。)前に国立大学法人鳴門教育大学職員任免規程第6条に規定する採用試験又は選考(施行日に採用することを予定して行われたものであり、かつ、施行日に当該採用試験又は選考の結果に基づいて新たに職員となった部内の他の職員があるものに限る。)の結果に基づいて新たに職員となった者の施行日における号給については、その者が施行日に新たに職員となったものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、学長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

- 3 前項に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は学長が別に定める。